

平成30年11月18日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。

エバーニュース

EVER NEWS

連載

- 自治会と法律問題について
- 合同会社について

■ 無料相談会のご案内

- 料金のご案内／事務所のご案内



vol. 56



エバー総合法律事務所

自治会と法律問題について

今回は、自治会や町内会などの名称で（場所によっては「町会」や「区」と呼んでいるところもあるようです。以下は「自治会」という名称で記載します。）、住民等によって構成され、親睦を図ったり、地域自治のための役割を持つ団体と、法律との関係について見ていきたいと思います。

1 組織等自治会に関する定めについて

(1) 自治会自体を直接規定する法律はありません。ですから、組織や権限を定める規定を持つ団体もあれば、それが無い団体もあります。規定がなくても違法とはいえません。ここで誤解が生じやすいのは、マンションの場合です。マンションでは、所有者の団体である管理組合が自治会としての機能を併せ持っている場合があります。管理組合については、「建物区分所有等に関する法律」という法律があって、集会や議決方法について詳細に定めています。ですから、この場合には、法律や規約にのっとった手続を行う必要があり、その手続違反があれば違法ということになります。マンションの管理組合についてはまた別の機会に述べたいと思いますので、今回は、マンションを除いた自治会について述べていきます。

(2) 自治会に所有財産や管理財産がない場合には、組織や権限に関する規定がなくてもあまり問題はありません。しかし、財産を所有・管理する場合には、規定があることが望ましいですし、法的性質を検討し、明らかにしておく必要があります。

団体としての組織を備え、多数決の原則が行われ、構成員が変更しても団体が存続し、代表の方法、総会の運営、財産の管理等団体としての主要な点が確定している場合には「権利能力なき社団」といって、団体として権利や義務の主体になる場合があります。しかし、この場合にも不動産の登記名義人になることはできません。

この点に関し、地方自治法では、自治会等の団体が不動産登記の名義になることができるように「地縁による団体」としての規定が設けられています（地方自治法260条の2以下）。規約、組織及び権限関係を明確にして市町村長の認可を受ける必要があります。認可を受けた場合には、地方自治法の定めに従い組織を運営する必要があります。

2 自治会の特色と法律問題について

(1) 自治会は、基本的に任意団体であり、加入を強制されることはありません。加入すれば規約の定めに従うこととなります。通常は会費を納めたり、行政の連絡をしたり、

祭りを支えたり、街灯の管理をしたり、募金の協力をしたり、種々雑多な役目を果たしているのが実態かと思えます。自治会自体は、地域住民のための便益や懇親のために活動しており、本来は住民の自治的な意識により支えられるべきと思いますが、実態は加入者率が下がっている点が指摘されており、役員の成り手もなく、問題を抱えているのが実情かと思えます。行政が、その下請けとして安易に利用し、役員に多くの負担が生じている側面を感じる場合もあります。しかし、行政コストの問題や他に代わる組織がない点からもやむを得ない面もあり、多くの自治会がそのジレンマに悩んでいると思われます。

(2) 自治会をめぐる過去に判決も出ています。

- ① 一つは、自治会からの退会をめぐる退会の自由があるかどうか争われた事例です。最高裁の判例で退会は自由との判断が下されました（最判平成17年4月26日）。
- ② また、自治会費に募金の寄付金などを上乗せして徴収する決議について争われ、寄付を強制するものとして無効とする判例（最判平成20年4月3日）など、徴収の仕方などについても争われています。
- ③ 加えて、住宅地のごみ置場問題に関するものもあります。ゴミ置場に関してもこれまで下級審でいくつか判断が下されており（例えば近年では横浜地裁平成27年4月17日特定の土地の前を集積場所としていた件に対しゴミ排出の差止を認める）、集積場所を固定ではなく輪番制にする提案に対して拒否した者に対するごみ廃棄の差止を認めた事例（東京高裁平成8年2月28日、最判上告棄却）もあります。

本来は、地域住民の自治的な役割を果たすための団体ですので、法律づくではなく、自助と共生の観点から互いの協力によって支えらえるべきものと思います。特に災害時の地域住民間の助け合いの必要性が改めて認識されました。上記の問題も自治会というよりは、自治会に負わされた役割と住民の意識とのギャップから生まれたトラブルともいえ、自治会の役割の整理も、高齢化社会に至っている現状からは考え直す時期に入っているのかも思われます。自治会問題でお悩みの際にはご相談ください。



合同会社について

「合同会社」という名称を、見かけることも増えてきたかもしれませんが、株式会社と同様に会社法上の会社組織です。会社法では、合名会社、合資会社と併せて持分会社と称しますが、アメリカのLLC (Limited Liability Company) をモデルに制定されたと言われています。有限責任という意味では株式会社と同じであり、小規模の会社に利用しやすい制度として設計されています。しかし、アマゾンジャパンも採用している会社形態なので、規模は大きい会社が採用できないというわけではありません（なお、採用の理由はアメリカ税法でパススルー課税の対象となる点があるようです）。今回は、メリット・デメリットを紹介したいと思います。

1 特徴・株式会社との比較

まず、合同会社の社員は出資者でもあり、株式会社という株主に相当します。これは株式会社の従業員としての社員とは意味が異なります。

株式会社では、所有者である株主と、経営に関与する代表取締役、取締役及び取締役会という機関は区別されますが、合同会社では、社員により経営がなされ、所有と経営とが一致します。株式会社のような株主総会、取締役会の設置義務はありません。もちろん定款を定める必要はありますが、原則、社員自ら業務を行うことができ、業務執行社員を定めることもできます。

2 合同会社の設立のメリットについて

まず、一番大きな設立のメリットは有限責任、すなわち出資以上の責任を負わないことにあります。この点は株式会社と同様です。持分会社には、先に述べた合名会社や合資会社という制度がありますが、無限責任を負う社員が存在します。その意味では事業によるリスクを限定できるという点が最大のメリットです。次に、株式会社との比較にもなりますが、機関の設置を義務づけられていない点、役員の任期の登記をする必要がない点、決算書を公開する義務がない点がメリットです。一人で設立することもできます。

また、株式会社では、配当に関する規定があり株主平等原則がありますが、合同会社では出資比率にかかわらず自由に利益配分を行うことができます。

このように、定款自治による自由度が高く、株式会社では株式数に応じた議決権を有しますが、合同会社では一人一票となり、

取締役会や株主総会を開く必要もないので、迅速な判断につなげることができます。

さらに、会社設立の費用面からも、株式会社と比較して費用はかかりません。まず、設立時の登録免許税で2倍以上もの違いがあり、しかも、株式会社では必要な公証役場での定款認証の必要がありません。さらに、電子定款で作成すると印紙税は全額免除されます。

このように、スタートアップ企業としてはまさに利用しやすい制度といえます。

3 デメリットについて

一般に指摘されているデメリットとしては、信頼度の点を挙げることができます。

メリットで述べたように、非常に自由度が高く、かつ、外部に企業情報を公表されることもない、となると、逆に取引相手として信頼してよいのかどうか、取引開始にあたって相手が二の足を踏むということもあるかもしれません。合同会社という形態自体、一般に周知されているとまでは言いにくい面もあります。合名会社や合資会社という形態は商法時代からある古い制度ですが、やはり株式会社に比べて小規模会社というイメージがあったことと同様かと思います。現在では、出資金の制約もなくなり、株式会社でも少額で設立できる時代にはなりましたが、やはり評価としては多額な取引については支障を生じることがあるかもしれません。

これに繋がりますが、次のデメリットとしては、会社が軌道に乗り、大規模に投資をするために出資を幅広く募りたい、つまり株式公開を行いたいという場合には不向きですので、この際には株式会社に組織変更することが必要です。

そのほかに、一人一票の議決権のために、社員間の対立が生じやすいことをデメリットに加える考えもあります。

自由度が高いということは、ルールが定まっていないと、それに伴うトラブルも生じやすいといえるかもしれません。

その他、退社の際の払戻規制や任意清算が認められない点もあります。

とはいえ、十分検討する価値のある制度です。お悩みの際にはご相談ください。

無料相談会のご案内

平成30年11月21日(水)、11月29日(木)、12月5日(水)、12月13日(木) のいずれも午後3時から午後6時の間にて、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。

なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/> 「エバー総合法律事務所」で検索を

料金

のご案内

一般的な料金の概要

ご相談料 事件受任の場合は頂戴しません。

30分 3000円プラス消費税

1時間 5000円プラス消費税

予約電話番号 **043-225-3041**

業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度

参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円の場合	32万円プラス消費税

2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円プラス消費税
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円プラス消費税

*執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円プラス消費税
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

事務所

のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

エバー総合法律事務所

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

業務時間

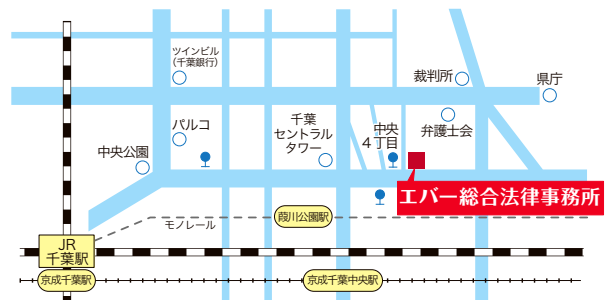
午前9時より午後6時まで

*なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



●千葉駅 2 番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車
●駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。